

【会則別表】

## 会 費 額 一 覧

### 1 埼玉県発達障害福祉協会会費

- (1) 障害者支援施設・障害児入所施設・通所系の障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所・地域活動支援センター等

施設・事業所規模（対象定員）	年間会費額
29人以下	10,000円
30人～49人	20,000円
50人～99人	28,000円
100人～149人	35,000円
150人～199人	45,000円
200人以上	55,000円

- ※ 施設・事業所規模については、日中活動支援事業サービスの定員を基準とする。  
 ※ 多機能型の事業所については、事業所全体の定員を基準とする。

- (2) グループホーム・生活ホーム

設置規模（対象定員）	年間会費額
14人以下	5,000円
15人～30人	10,000円
31人以上	15,000円

- ※ ホームの設置規模（対象定員）は拠点ごとの合計定員とする。  
 ※ グループホーム・生活ホームからも他の事業所と同様に評議員を選出しなければならない。ただし、評議員の選出は1名でも構わないものとする。

- (3) 相談支援事業所

対 象 事 業 所	年間会費額
指定特定相談支援・指定一般相談支援・指定障害児相談支援・市町村委託相談支を行う事業所等	5,000円

- ※ 相談支援事業所からも他の事業所と同様に評議員を選出しなければならない。ただし、評議員の選出は1名でも構わないものとする。

- (4) 居宅介護等事業所

対 象 事 業 所	年間会費額
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護を行う事業所等	5,000円

- ※ 居宅介護等事業所等からも他の事業所と同様に評議員を選出しなければならない。ただし、評議員の選出は1名でも構わないものとする。

- (5) 団体及び関係者

対 象	年間会費額
団体	10,000円
関係者（個人）	5,000円

- 【備考】正会員及び準会員のどちらも、上記（1）～（5）にかかる金額は同額とする。

## 2 関東地区知的障害者福祉協会会費 ※施設のみ対象

施設規模 (対象定員)	年間会費額
1 施設につき	1,000円

## 3 日本知的障害者福祉協会会費

区 分		会費年額	
A	障害児入所支援	29人以下	34,000 円
		30～49	40,000
		50～74	48,000
		75～99	54,000
		100人以上	61,000
B	障害児通所支援	10人以下	14,000
		11～19	28,000
		20～59	33,000
		60人以上	37,000
C	日中活動系サービス (多機能型の事業所にあつては、 事業所全体の定員)	10人以下	14,000
		11～19	28,000
		20～59	33,000
		60人以上	37,000
D	施設入所支援 (障害者支援施設にあつては、 CとDの合計額)	29人以下	5,000
		30～49	7,000
		50～74	13,000
		75～99	17,000
		100人以上	24,000
E	訪問系サービス (居宅介護・重度訪問介護・行動援護・移動支援事業・同行援護)	10,000	
F	共同生活援助	14人以下	8,000
		15～30	10,000
		31人以上	20,000
G	相談支援事業	14,000	
H	地域活動支援センター 日中一時支援	10人以上	10,000
		15人以上	12,000
		20人以上	14,000
I	自立訓練 (宿泊型)	19人以下	10,000
		20人以上	22,000
J	福祉ホーム	10,000	
K	就業・生活支援センター	14,000	
準会員		上記会員と同額	
研究会員		5,000円	
賛助会員	個人	10,000円以上	
	団体	30,000円以上	